

京都市教育長訓令甲第2号
事務局
学校
幼稚園
教育機関

京都市教育委員会事務局教育次長等代決規程の一部を次のように改正する。

平成31年3月29日

京都市教育長 在田正秀

第3条第2項中「向島秀蓮小中学校教育企画推進室長，京北地域小中一貫教育校教育企画推進室長」を「京都京北小中学校教育企画推進室長，新定時制高校開設準備室長」に改め，同条第10項中「を除き，生涯学習部の生涯学習推進課長等及び」を「及び生涯学習部の課長を除き，」に改め，同条第11項中「向島秀蓮小中学校教育企画推進室長」を「京都京北小中学校教育企画推進室長」に，「京北地域小中一貫教育校教育企画推進室長」を「新定時制高校開設準備室長」に改め，「つき，」の右に「室長補佐，担当課長補佐又は」を加え，同条中第14項を削り，第13項を第14項とし，第12項の次に次の1項を加える。

13 生涯学習部の生涯学習推進課長等のいずれか事故あるときは，その代決事項は，所管事務につき，図書館運営課長，担当課長，課長補佐，担当課長補佐，係長又は担当係長が代決することができる。

別表生涯学習部長の項を削り，同表生涯学習部施設運営課長の項第1号中「の分館（以下「センターの分館」という。）」を削り，同項第2号中「センターの分館」を「生涯学習総合センター」に，「の分館及び」を「，右京中央図書館，伏見中央図書館，醍醐中央図書館及び」に改める。

附 則

この訓令は，平成31年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)